

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から行政監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年3月13日

徳島県監査委員 福 永 義 和
 同 西 正 二
 同 片 山 隆 司
 同 喜 多 宏 思
 同 岡 田 理 絵

監査結果の公表年月日		平成23年2月18日
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
1 職員住宅の有効活用について (1)維持及び改修について	<職員厚生課> 全戸の水回りの設備改修を実施したにもかかわらず，入居率の向上につながらなかった住宅があるので，改修等に際しては，常に職員のニーズや需給状況を踏まえ実施されたい。	行政監査における指摘を受け，平成19年度から5箇年の計画である「徳島県職員住宅運営方針」において，集中整備を実施する住宅のうち，平成23年度に実施予定だった池田ハヤシについては，入居状況や今後の住宅の方向性を検討した結果，中止することとした。 今後とも，職員のニーズや入居率等を踏まえ，必要性の低くなった住宅を廃止・売却するとともに，必要な住宅については，適切な維持補修を行うことで，入居率の向上や職員住宅の有効活用に取り組んでまいりたい。
(2)入居率向上のための取組みについて	<県土整備政策課> 南部総合県民局（那賀）職員寮は，職員数の減少等により空室が多くなっているため，総合県民局設置の趣旨を踏まえ，近隣の庁舎等に勤務している職員を入居対象とすることについて検討されたい。	平成23年5月の人事異動に伴い，南部総合県民局那賀庁舎の近隣庁舎（美波庁舎等）で職員寮への入居を希望する職員に対し，那賀職員寮への入居が可能である旨の周知を行った。 今年度，職員寮への入居者は，平成22年度と同人数（12名）であるが，南部総合県民局企画振興部美波庁舎の職員1名

		が入居しており，入居対象の拡大が図られた。
	<p>< 病院局総務課 > 医師公舎について，空室の有効活用や入居率の向上を図るため，入居条件の弾力的な運用などについて検討されたい。</p>	<p>中央病院医師公舎については，築37年が経過し老朽化が著しく，このような状況での空室の有効活用策として，24室のうち17室を行政財産に転用し，カルテ等を保管する倉庫・書庫とすることにより，平成24年2月1日時点で24室中21室の活用を図っている。</p> <p>また，三好病院及び海部病院については，医師の確保が困難となっている現状に鑑み，公舎使用料の2分の1を減額し，入居率の向上に取り組んでいる。</p>
	<p>< 教育委員会福利厚生課 > 教職員住宅は，公立学校共済組合へ建設資金を償還している間は教職員の入居に限定されているが，償還終了後における他部局職員の入居について，速やかにかつ積極的に検討されたい。</p>	<p>公立学校共済組合への建設資金の償還を終了した教職員住宅については，平成24年4月から，空きがある場合に限り他部局職員の入居を認めるべく，住宅管理校及び教育委員会関係各課から意見を聞くなどし，現在，入居に係る条件整備等の検討を行っているところである。</p> <p>今後，貸し出しが可能な教職員住宅を精査の上，平成23年度末までに住宅管理校及び他部局職員住宅所管課へ通知等による周知を行い，教職員住宅の有効活用及び入居率向上への取り組みとしたい。</p>
<p>2 職員住宅の管理運営等について</p> <p>(2)職員住宅の貸付料徴収について</p>	<p>< 企業局総務課 > 企業局公舎管理規程に基づき，事業用公舎は無料又は減額されることとなっている。業務上，職員住宅の必要性が高いことは認められるものの，他部局職員との公平性の観点からも，例外的な取扱いには合理的な理由が必要である。引き続き，使用料の見直しを検討されたい。</p>	<p>那賀町の川口ダム近隣などに設置している事業用の公舎においては，出水予想時や機器設備の故障時において，ダム操作をはじめ，気象情報の収集や復旧作業等，早急な対応が必要であることから，ダム管理要員等に確実に連絡でき，速やかに出勤させられるよう設けている施設であり，そこに入居または待機させ，24時間にわたり，緊急対応ができる態勢をとっている。</p> <p>このような事業用公舎の性格上，那賀町にある吉野公舎と川口寮は使用料を無料，阿南公舎については減額しているものである。</p> <p>このうち，阿南公舎については，公舎周辺の立地状況等を踏まえ，併せて他部局職員との均衡を図る観点から，平成24年4月から減額措置を廃止することとしている。</p>
<p>(3)自動車の保管場所の</p>	<p>< 県土整備政策課 ></p>	

<p>貸付料徴収について</p>	<p>職員住宅の敷地内に入居者のための駐車場が確保されているにもかかわらず、様々な理由により貸付料を徴収していないものがあつた。これらについては、他の職員住宅との均衡を欠くこととなっているため、それぞれの規定に基づく自動車の保管場所に指定し、適切な負担がなされるように検討されたい。</p>	<p>東部県土整備局（徳島）ダム管理課職員寮については、道路整備が進み通勤可能な職員が増え、職員寮の行政財産としての利用価値が低いこと、また、昭和53年に建設されてから、32年が経過し、老朽化が進んでいることなどから、入居率が低く、財産の処分を検討しているところであつた。 平成23年5月の人事異動により、入居者がいなくなったことから、財産を処分するための事務手続を進めているところである。</p>
	<p>< 企業局総務課 > 職員住宅の敷地内に入居者のための駐車場が確保されているにもかかわらず、様々な理由により貸付料を徴収していないものがあつた。これらについては、他の職員住宅との均衡を欠くこととなっているため、それぞれの規定に基づく自動車の保管場所に指定し、適切な負担がなされるように検討されたい。</p>	
	<p>< 病院局総務課 > 職員住宅の敷地内に入居者のための駐車場が確保されているにもかかわらず、様々な理由により貸付料を徴収していないものがあつた。これらについては、他の職員住宅との均衡を欠くこととなっているため、それぞれの規定に基づく自動車の保管場所に指定し、適切な負担がなされるように検討されたい。</p>	<p>中央病院については、平成24年1月より駐車場貸付料の徴収を開始した。 三好病院については、駐車料金の適切な負担がなされるべきとした上で、医師の確保が困難となっている現状に鑑み、地域医療を確保する観点から、平成23年4月より当分の間、駐車場貸付料の免除を行っている。</p>
	<p>< 警察本部会計課 > 警察の職員住宅において駐車場が確保されているにもかかわらず、公舎管理規則の趣旨のとおりのお取り扱いがなされていないものがあつた。勤務の特殊性を考慮した趣旨があるとしても、合理的理由が必要である。適切な対応を検討されたい。</p>	